

秦野市パートナーシップの宣誓に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、秦野市人権施策推進指針（平成18年1月策定）の基本理念である人権を尊重し多様性を認め合う社会づくりを推進するため、人生のパートナーの関係であると約束した2人が自分らしく生きることを応援するパートナーシップの宣誓の取扱いについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ お互いを人生のパートナーとして尊重し、相互に責任を持って協力し合い、継続的な共同生活を行うことを約束した2人の関係（次条に規定する宣誓の要件に該当する者に限る。）をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップの関係にある2人が、本市に対し、双方がお互いをパートナーであると誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓することができるのは、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 次に掲げるいずれかに該当すること。ただし、同一住所に居住することができない特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
 - ア 双方が本市の同一住所に居住していること。
 - イ 一方が本市に住民登録があり、他方が宣誓後3か月以内にその住所への転入を予定していること（以下「転入予定者」という。）。
 - ウ 双方が本市に住所登録があり、宣誓後3か月以内に本市の同一住所への転居を予定していること（以下「転居予定者」という。）。
- (3) 現に婚姻していないこと。
- (4) 現に宣誓する相手以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
- (5) 宣誓する相手が近親者（直系血族、3親等内の傍系血族又は直系姻族で婚姻をすることができない関係）でないこと。ただし、宣誓をしようとする者同士が養子縁組をしている場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、宣誓日を予約のうえ、そろって市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（第1号様式）及びパートナーシップの

宣誓に関する確認書兼同意書（第2号様式）（以下これらを「宣誓書等」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて、本市に提出するものとする。ただし、自ら記入することができないと認めるときは、宣誓をする2人の立会いの下で他者に代筆させることができる。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓日前3か月以内に交付されたものに限り、転入予定者の場合は、転出証明書の写し又は本市に転入予定であることが確認できる書類とする。）
- (2) 戸籍の一部事項証明書若しくは抄本又は配偶者のいないことが確認できる書類（宣誓日前3か月以内に交付されたものに限る。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本市が必要と認める書類

2 宣誓をしようとする者は、宣誓書等を提出する際に、本人であることを明らかにするため、次の各号のいずれかに掲げる書類を提示するものとする。

- (1) 個人番号カード（マイナンバーカード）
- (2) 旅券（パスポート）
- (3) 運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、国又は他の地方公共団体が発行した免許証、許可証、資格証明書等で、本人の顔写真が貼付されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本市が適当と認める書類

3 転入予定者が市内に転入したときは、宣誓書等を提出した日から3か月以内に住民票の写しその他の本市に転入したことを証明する書類を本市に提出するものとする。ただし、その期間内に提出することが困難となったときは、その旨を本市に申し出るものとする。

4 転居予定者が同一住所に転居したときは、宣誓書等を提出した日から3か月以内に住民票の写しその他の同居の事実を証明する書類を本市に提出するものとする。ただし、その期間内に提出することが困難となったときは、その旨を本市に申し出るものとする。

5 前2項ただし書の規定による申出を正当と認めるときは、同項に規定する提出期限を延長することができる。

（通称名の使用）

第5条 宣誓をしようとする者は、本市が特に理由があると認めるときに限り、宣誓書等の氏名の記載に際し通称名（戸籍上の氏名（外国人については、これに準じるもの）に代えて広く通用している呼称をいう。以下同じ。）を使用することができるものとする。

- 2 前項の規定により通称名を用いるときは、宣誓をする際に、日常生活においてその通称名を使用していることが確認できる書類を提示するものとする。
(受領証等の交付)

第6条 第4条第1項の規定による提出があったときは、その内容を確認し、第3条各号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、パートナーシップ宣誓書受領証(第3号様式。以下「受領証」という。)に提出のあったパートナーシップ宣誓証の写しを添えて、宣誓者に交付するものとする。

- 2 宣誓者が転入予定者又は転居予定者であったときは、第4条第3項又は第4項に規定する書類の提出後に受領証及び提出のあったパートナーシップ宣誓証の写しを交付するものとする。
- 3 前2項の受領証及び提出のあったパートナーシップ宣誓書の写しに加え、希望する者に対しパートナーシップ宣誓書受領証カード(第4号様式)を交付することができる。
- 4 宣誓者が前条第1項の規定により宣誓書等に通称名を用いたときは、受領証及びパートナーシップ受領証カード(以下これらを「受領証等」という。)にその通称名及び戸籍上の氏名を記載するものとする。

(受領証等の再交付)

第7条 前条の規定により受領証等の交付を受けた者(以下「受領証交付済者」という。)は、受領証等を紛失し、破損し、又は汚損したときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(第5号様式)により、本市に対し受領証等の再交付を申請することができる。この場合において、受領証等を紛失したときを除き、既に交付された受領証等を本市に提出するものとする。

- 2 第4条第2項の規定は、前項の規定による申請をする場合について準用する。
- 3 第1項の規定による申請があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、受領証等を再交付するものとする。

(宣誓事項の変更)

第8条 受領証交付済者は、パートナーシップ宣誓書の記載事項に変更(通称名の使用の変更を含む。)があったときは、パートナーシップ宣誓事項変更届(第6号様式)に既に交付された受領証等を添えて、本市に届け出るものとする。この場合において、変更の事実を確認できる書類等を提出し、又は提示するものとする。

- 2 第4条第2項の規定は、前項の規定による申請をする場合について準用する。

3 第1項の規定による届出があったときは、その内容を確認し、変更があったと認めるときは、その届出者に変更後の受領証等を交付するものとする。
(宣誓の無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。

- (1) 当事者間にパートナーシップの関係がないとき。
- (2) 宣誓書等の内容に虚偽があったとき。
- (3) 第4条第3項又は第4項の規定による転入を証明する書類又は同居の事実を証明する書類を提出しないとき。

(宣誓制度の適用終了及び受領証等の返還)

第10条 受領証交付済者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱による宣誓制度の適用は終了するものとする。

- (1) 宣誓に係るパートナーシップの関係を解消したとき（死亡した場合を含む。）。
- (2) 宣誓者の一方若しくは双方が他の市区町村に転出したとき又は同一住所に居住しなくなったとき（一時的な場合を除く。）。
- (3) 第3条第3号又は第4号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (4) 前条の規定により宣誓が無効になったとき。

2 受領証交付済者は、前項各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓制度適用終了届兼宣誓書受領証等返還届（第7号様式）により本市に届け出るとともに、受領証等を返還しなければならない。この場合において、紛失等により受領証等を返還できないときは、その旨を本市に申し出るものとする。

(宣誓制度の適用終了に係る交付番号の公表)

第11条 前条第1項の規定により宣誓制度の適用を終了したときは、その受領証等の交付番号（受領証等に付与された番号をいう。）を公表することができる。

(書類の保存)

第12条 この要綱により提出のあった宣誓書等その他の書類は、第10条第1項の規定により宣誓制度の適用を終了した日の属する年度の翌年度から5年間保存するものとする。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

パートナーシップ宣誓書

（宛先）

秦野市長

私たちは、秦野市パートナーシップの宣誓に関する取扱要綱に基づき、お互いを人生のパートナーとして尊重し、相互に責任を持って協力し合い、継続的な共同生活を行うことを約束したパートナーシップの関係であることを宣誓し、署名します。

（宣誓者）

ふりがな 氏名		
通称名の場合、 戸籍上の氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所		
電話番号		

※ 外国籍の方の場合は、戸籍上の氏名に準じるものを記載してください。

（代筆者）

氏名		
住 所		
電話番号		

パートナーシップの宣誓に関する確認書兼同意書

私たちは、秦野市パートナーシップの宣誓に関する取扱要綱に基づき、パートナーシップ宣誓を行うに当たり、次の内容を確認したうえで宣誓します。

確認した内容が事実と異なることが判明した場合は、宣誓書受領証及び宣誓書受領証カード（交付されている場合）を秦野市に返還します。制度の適用終了となった宣誓書受領証の交付番号が公開されることを承諾します。

また、状況確認のため、住民票に記載されている事項について、本制度の所管部署が確認することに同意します。

氏名 _____

氏名 _____

上記の氏名が通称の場合は、
戸籍上の氏名

上記の氏名が通称の場合は、
戸籍上の氏名

要綱の 規 定	確認事項	回答欄	
一	秦野市パートナーシップの宣誓に関する取扱要綱により2人が宣誓したことを証明する制度であり、法律上の婚姻のように権利や義務が発生するものではなく、戸籍や住民票に記載されるものではないこと。	<input type="checkbox"/> 承知します。	<input type="checkbox"/> 承知しません。
第2条 第1号関係	【関係性】 お互いを人生のパートナーとして尊重し、相互に責任を持って協力し合い、継続的な共同生活を行うことを約束した関係であること。	<input type="checkbox"/> 該当します。	<input type="checkbox"/> 該当しません。
第3条 第1号関係	【年齢要件】 宣誓日において、成年に達していること。	<input type="checkbox"/> 該当します。	<input type="checkbox"/> 該当しません。

<p>第3条 第2号関係</p>	<p>【住所要件】 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 双方が本市の同一住所を有している。</p> <p>(2) 一方が本市に住所を有し、他方が同一住所への転入を予定している。</p> <p>(3) 双方が本市の同一住所への転入及び転居を予定している。</p> <p>(4) 双方が本市の同一住所への転居を予定している。</p> <p>※ 転入又は転居予定の場合は、次の事項を記入すること。</p> <table border="1" data-bbox="418 775 1145 1043"> <thead> <tr> <th data-bbox="418 775 552 842">いずれかを○で囲む</th> <th data-bbox="552 775 874 842">転入・転居予定者の氏名</th> <th data-bbox="874 775 1145 842">転入・転居予定日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="418 842 552 943">転入 転居</td> <td data-bbox="552 842 874 943"></td> <td data-bbox="874 842 1145 943">年 月 日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="418 943 552 1043">転入 転居</td> <td data-bbox="552 943 874 1043"></td> <td data-bbox="874 943 1145 1043">年 月 日</td> </tr> </tbody> </table>	いずれかを○で囲む	転入・転居予定者の氏名	転入・転居予定日	転入 転居		年 月 日	転入 転居		年 月 日	<p><input type="checkbox"/> () に該当しません。</p>	<p><input type="checkbox"/> 該当しません。</p>
いずれかを○で囲む	転入・転居予定者の氏名	転入・転居予定日										
転入 転居		年 月 日										
転入 転居		年 月 日										
<p>第3条 第3号及び 第4号関係</p>	<p>【独身等要件】</p> <p>現に婚姻していないこと及び宣誓する相手以外の者とパートナーシップにないこと。</p>	<p><input type="checkbox"/> 該当しません。</p>	<p><input type="checkbox"/> 該当しません。</p>									
<p>第3条 第5号関係</p>	<p>【婚姻不可要件】</p> <p>宣誓する相手と近親者（直系血族、3親等内の傍系血族又は直系姻族）でないこと。ただし、宣誓する相手と養子縁組をしている場合を除く。</p>	<p><input type="checkbox"/> 該当しません。</p>	<p><input type="checkbox"/> 該当しません。</p>									
<p>第6条 第3項関係</p>	<p>パートナーシップ宣誓書受領証カードの交付希望の有無</p> <p>※一方が希望する場合 希望者の氏名_____</p>	<p><input type="checkbox"/> 双方が希望します。 <input type="checkbox"/> 一方が希望します。</p>	<p><input type="checkbox"/> 双方とも希望しません。</p>									
<p>第8条 関係</p>	<p>パートナーシップ宣誓書の記載事項（氏名、通称名、住所、電話番号）に変更があったときは、パートナーシップ宣誓事項書変更届に、受領証及び受領カード（交付されているとき。）を添えて、届け出ること。</p>	<p><input type="checkbox"/> 承知します。</p>	<p><input type="checkbox"/> 承知しません。</p>									

第10条 関係	双方の意思によることでない場合でも、一方からパートナーシップ宣誓制度適用終了届兼宣誓書受領証等返還届の提出があったときは、パートナーシップの関係を解消したとみなし、宣誓制度の適用を終了とすること。	<input type="checkbox"/> 承知しません。	<input type="checkbox"/> 承知しません。
その他	住所確認のため、市職員が住民基本台帳により、確認すること。	<input type="checkbox"/> 承知しません。	<input type="checkbox"/> 承知しません。
	受けられる行政サービスの確認等で、庁内所管課や民間企業から宣誓の有無等について問合せがあった場合は、情報提供すること。	<input type="checkbox"/> 承知しません。	<input type="checkbox"/> 承知しません。

※ 転入又は転居予定の場合は、宣誓した日から3か月以内に、市内の同一住所に転入又は転居したことを証明する書類（転入又は転居後に発行された住民票の写し等）を所管課へ提出すること。

※ 市記載欄

氏名		
添付書類	<input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 一部事項証明、戸籍抄本 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 一部事項証明、戸籍抄本 <input type="checkbox"/> その他（ ）
本人確認書類	<input type="checkbox"/> 個人番号カード（マイナンバーカード） <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券（パスポート） <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 個人番号カード（マイナンバーカード） <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券（パスポート） <input type="checkbox"/> その他（ ）



パートナーシップ宣誓書受領証

(氏名)

_____ 様 _____ 様

(生年月日)

(宣誓日)

秦野市パートナーシップの宣誓に関する取扱要綱に基づき、お二人からパートナーシップ宣誓書を受領しました。

この宣誓書により、お二人は、お互いを人生のパートナーとして尊重し、相互に責任を持って協力し合い、継続的な共同生活を行うことを約束した関係にあることを宣誓されました。

秦野市は、人権を尊重し多様性を認めあう社会づくりを推進しています。お互いを人生のパートナーとして、自分らしく歩まれているお二人を応援いたします。

秦野市長



注意事項

- 1 この宣誓書受領証の交付を受けた方は、秦野市パートナーシップの宣誓に関する取扱要綱の趣旨に従ってください。
なお、この宣誓書受領証は、法的効力を有するものではなく、秦野市の各施策・事業において、優先的な取扱いをするものではありません。
- 2 次のいずれかに該当するときは、宣誓が無効になります。
 - (1) 当事者間にパートナーシップの関係がないとき。
 - (2) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。
 - (3) 転入を証明する書類又は同居の事実を証明する書類を提出しないとき。
- 3 次のいずれかに該当するときは、宣誓制度の適用が終了となりますので、この宣誓書受領証及び宣誓書受領カード（希望者のみ）を返還してください。
 - (1) 宣誓に係るパートナーシップの関係を解消したとき。
 - (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
 - (3) 宣誓者の一方若しくは双方が他の市区町村に転出したとき又は同一住所に居住しなくなったとき（一時的な場合を除く。）。
 - (4) 婚姻したとき。
 - (5) この関係に係るパートナー以外の者とパートナーシップの関係になったとき。
 - (6) この宣言が無効になったとき。
- 4 宣誓制度が適用終了となった場合は、宣誓書受領証及び宣誓書受領証カードの交付番号を公表することがあります。

通称名を使用している場合

(通称名)

(戸籍上の氏名)

(通称名)

(戸籍上の氏名)

この宣誓書受領証を提示された方へ


秦野市では、人権を尊重し多様性を認めあう社会づくりを推進しています。

この宣誓書受領証は、お二人が、お互いを人生のパートナーとして尊重し、相互に責任を持って協力し合い、継続的な共同生活を行うことを約束した関係であると宣誓されたことを証明するものです。法的な効力はありませんが、本市として、お二人が自分らしく生きることを応援するものです。

この宣誓書受領証の提示を受けた方は、上記の趣旨を御理解いただきますようお願いいたします。

第4号様式（第6条関係）

（表面）

		第	号				
		年	月	日			
 パートナーシップ宣誓書受領証カード							
秦野市パートナーシップの宣誓に関する取扱要綱に基づき、 パートナーシップの宣誓書を受領したことを証します。							
本 人				パートナー			
氏名		氏名					
生年月日	年	月	日	生年月日	年	月	日
（宣誓日		年	月	日）			
				秦野市長	印		

（裏面）

このカードは、お互いを人生のパートナーとして尊重し、相互に責任を持って協力し合い、継続的な共同生活を行うことを約束した関係であると宣誓されたことを、秦野市として証するものです。	
法的な効力はありませんが、このカードの提示を受けた方は、上記の趣旨を御理解くださいますようお願いいたします。	

戸籍上の氏名等（通称名を使用している場合）	
本人	パートナー
_____	_____

緊急連絡先（記入は自由です。）	
私（本人）が急病やけが等で万が一の場合、パートナーへ連絡してください。	
パートナーの連絡先	本人自署
_____	_____

パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書

（宛先）

秦野市長

秦野市パートナーシップの宣誓に関する取扱要綱第7条第1項の規定に基づき、受領証等の再交付を申請します。

（再交付を求めるもの）

申請者	
種類	<input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓書受領証 <input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓書受領証カード
再交付が必要な理由	<input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 毀損 <input type="checkbox"/> 汚損 <input type="checkbox"/> その他（ ）

（宣誓者）

ふりがな 氏名		
通称名の場合、 戸籍上の氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所		
電話番号		

※要綱第4条第2項に規定されている本人確認書類を提示してください。

紛失以外の理由の場合、交付済みの受領証又は受領証カードと引換えに新しい受領証等を再交付します。また、再交付後、紛失していたものが見つかった場合は、速やかに所管課まで届け出てください。

【市記載欄】

添付書類	本人確認書類
<input type="checkbox"/> 交付済受領証（紛失以外の場合）	<input type="checkbox"/> 個人番号カード（マイナンバーカード） <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券（パスポート） <input type="checkbox"/> その他（ ）

パートナーシップ宣誓事項変更届

（宛先）

秦野市長

秦野市パートナーシップの宣誓に関する取扱要綱第 8 条第 1 項の規定に基づき、宣誓事項の変更を届け出ます。

変 更 届 出 者	
変 更 事 項	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 通称名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号

※改姓・改名の場合は、確認できる書類を添付してください。

（変更内容）

	変更前	変更後
ふりがな 氏 名		
通称名の場合、 戸籍上の氏名		
住 所		
電話番号		

※要綱第 4 条第 2 項に規定されている本人確認書類を提示してください。

【市記載欄】

添付書類	本人確認書類
<input type="checkbox"/> 交付済受領証 <input type="checkbox"/> 改姓・改名の場合は、変更が分かる住民票の写し <input type="checkbox"/> その他の書類（ ）	<input type="checkbox"/> 個人番号カード（マイナンバーカード） <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券（パスポート） <input type="checkbox"/> その他（ ）

パートナーシップ宣誓制度適用終了届
兼宣誓書受領証等返還届

（宛先）
秦野市長

届出者 _____

秦野市パートナーシップの宣誓に関する取扱要綱第10条第1項及び第2項の規定に基づき、パートナーシップ宣誓制度の適用を終了とし、受領証等を返還します。

また、返還に係る受領証等の交付番号が公表されることに同意します。

（宣誓者）

ふりがな 氏名		
通称名の場合、 戸籍上の氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所		
宣誓日・交付番号	年 月 日	第 号
電話番号		

※要綱第4条第2項に規定されている本人確認書類を提示してください。

（返還）

返還事由	<input type="checkbox"/> パートナーシップの関係を解消した。 <input type="checkbox"/> 一方又は双方が他の市区町村に転出した又は同一住所に居住しなくなった。 <input type="checkbox"/> 宣誓できる要件に該当しなくなった。 <input type="checkbox"/> 宣誓が無効になった。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
交付書類のうち、 返還できないもの	<input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓書受領証 <input type="checkbox"/> 交付済パートナーシップ宣誓書受領証カード 返還できない理由 _____ 紛失の場合は、カードが見つかり次第、返還いたします。 返還できない者の署名 _____

【市記載欄】

添付書類	本人確認書類
<input type="checkbox"/> 交付済パートナーシップ宣誓書受領証 A4 版 <input type="checkbox"/> 交付済パートナーシップ宣誓書受領証カード （受領者のみ）	<input type="checkbox"/> 個人番号カード（マイナンバーカード） <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券（パスポート） <input type="checkbox"/> その他（ ）